

事務連絡
平成21年5月13日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部サービス推進課
年金相談推進室長補佐 小原 正

来訪相談における受給要件の確認について

社会保険事務所等の年金相談における受給要件の確認については、年金相談マニュアル等により慎重に対応することとしていますが、今般、相談時の確認等をより適確かつ円滑に行うため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、管下社会保険事務所へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、窓口担当職員等への周知及び研修等の参考資料として、別添4「受給資格期間の確認について」を添付しますので、ご活用いただきますよう併せてお願ひいたします。

記

1 窓口相談における対応

(1) 受給要件の有無の判定に際しては、相談者に受給要件について説明し、相談者よりこれまでの年金加入期間に関する履歴等についてよく聞き取った上で確認すること。なお、年金加入期間については、相談者からの口頭での申出内容だけに頼らず、必ず窓口装置により本人の年金記録を確認して行うこと。

(2) 本人の年金記録だけでは受給要件を満たさないと思われる場合は、別添1-2を相談者に手渡した上で、別添1「年金受給要件に関する確認事項」により確認する。該当する期間がある場合は、チラシ（別紙）を配付し、確認できる書類を持参の上、再度来訪願うこと。

該当する期間がない場合には、別添3を作成し手渡すとともに、チラシ（別紙）を配付し、新たな被保険者期間等を思い出したときは、再度来訪するよう案内すること。併せて、脱退手当金についても案内すること。

なお、別添1「年金受給要件に関する確認事項」により合算対象期間の確認を行う場合には、適宜別添2の計算シートを用いるなどし、誤りのないよう留意すること。

2 その他

(1) 相談時に受給要件を満たしていない方の年金相談受付票は、別添1「年金受給要件に関する確認事項」等とともに、他の年金相談受付票とは別に保管すること。

(2) 別添3の作成に際しては、裏面の1～4について、該当する番号を○で囲み、写しを取った上で、被保険者記録のハードコピー等とともに相談者に手渡すこと。

問い合わせ先

社会保険庁運営部サービス推進課

年金相談推進室

小杉・小寺

電話：03-5253-1111（内線3578）

年金受給要件に関する確認事項

確認項目に○を付すこと。

<相談者の情報>

基礎年金番号		一						
お名前	(旧姓名)	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日		
20歳到達年月日／60歳到達年月日	昭和・平成	年	月	日／昭和・平成	年	月	日	
共済組合員期間の有無／共済名	有・無	／						
配偶者の有無／基礎年金番号	有	・	無	／	一			
婚姻期間	～	・	～	・	～			
	～	・	～	・	～			
年金受給のために必要とされる月数	月							

<あなた自身について>

1. 被保険者資格記録に違いはありますか。
 厚生年金保険加入記録に違いがある ある ない
 船員保険加入記録に違いがある はい いいえ
 国民年金加入記録に違いがある はい いいえ
 障害年金を受給したことがありますか。 はい いいえ
 生活保護を受けたことがありますか。 はい いいえ

2. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、次の制度の受給権者だったことはありますか。

- ア. 厚生年金保険 イ. 船員保険 ウ. 各共済組合 エ. 恩給 オ. 執行官の年金 カ. 国会議員互助年金
 キ. 旧令共済の年金 ク. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
 ケ. 戦傷病者戦没者遺族等援護年金（障害・遺族給付のみ）コ. 未帰還者留守家族等援護年金（遺族給付のみ）
 ・該当しない

3. 昭和36年3月以前の被用者年金制度の加入期間はありますか。

- ア. 厚生年金保険 イ. 船員保険
 ウ. 各共済組合： 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・JR<国鉄>
 NTT<電電公社>・JT<専売公社>・農林漁業団体職員組合
 ・該当しない

4. 日本国籍を有し、昭和36年4月1日以降かつ60歳未満の期間で、海外に居住したことがありますか。

ある ない 「ある」の方は、その期間 (S・H 年 月 日～ 年 月 日)

5. 海外居住期間に在住国の年金制度に加入したことはありますか。 ある ない
 「ある」の方は、(国名： その期間：S・H 年 月 日～ 年 月 日)6. 昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。

ある ない 「ある」の方は、その期間 (S 年 月 日～ 年 月 日)

また、上記期間のうち沖縄の事業所に勤務したことはありますか。 ある ない
 「ある」の方は、(事業所名： その期間：S 年 月 日～ 年 月 日)

裏面に続く

7. 外国籍の方、または外国籍を持っていましたが、**日本国籍の取得又は永住許可を受けていますか。**

ある ない 「ある」の方は、その期間（S・H 年 月 日～ 年 月 日）

8. 国會議員・地方議会議員の期間はありますか。 ある ない

「ある」の方は、(国会議員・地方議會議員: S・H 年 月 日~ 年 月 日)

9. 昭和61年3月31日までの期間で、厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けたことがありますか。

(※ただし、昭和 61 年 4 月 1 日以降 65 歳までに保険料納付済、免除期間を有していること。)

ある ない

10. 共済組合の退職一時金（昭和 55 年 4 月以前）を受けたことがありますか。 ある ない

「ある」の方は、(共済組合名：)

11. 昭和 36 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの間、学生であって 20 歳以上 60 歳未満の期間はありますか。

ある ない

12. 次の項目に該当するものはありますか。

- ・**旧令共済組合員の期間**はありますか。 ある ない
- ・**小笠原諸島や奄美大島に住んでいたことがありますか。** ある ない
- ・**中国残留邦人に該当しますか。** する しない

13. 被用者年金制度の遺族給付の受給者だったことはありますか。 ある ない

＜あなたの配偶者及び配偶者であった方について＞

昭和36年4月から昭和61年3月までの間で、あなたの配偶者及び配偶者であった方は、次の要件に該当しますか。

1. 被用者年金制度の加入者

ア・厚生年金保険 イ. 船員保険

ウ. 各共済組合： 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・JR<国鉄>
NTT<電電公社>・JT<専売公社>・農林漁業団体職員組合

・該当しない

2. 被用者年金制度の老齢又は障害給付の受給者

はい いいえ

＜被保險者期間＞

国年(納付・免除)	厚年加入	船保加入	共済加入	合算対象	合計
月	月	月	月	月	月
必要加入月数	月	不足月数	月		

〈確認欄〉

総合相談室長・課長	係長	担当者

(相談対応者)

社会保険事務所 氏名